

# 進路の手引き

## — 高等部 —

令和7年度版

大阪府立東淀川支援学校

キャリア教育推進部

## 目次

- 0. はじめに
- 1. 高等部卒業後の進路状況
- 2. 主な進路先概要
  - (1) 就職
  - (2) 職業能力開発校（職業訓練校）
  - (3) 自立支援事業
    - ① 就労移行支援
    - ② 就労継続支援    I    就労継続支援 A 型    II    就労継続支援 B 型
    - ③ 自立訓練（生活訓練）
    - ④ 生活介護
    - ⑤ 地域活動支援センター
  - (4) 主な通所福祉サービス事業所の比較表
- 3. 高等部3年間の進路指導の進め方
  - 各学年
  - 福祉サービス事業所利用の進め方
  - 前期・後期現場実習について

## 【0. はじめに】

本冊子は本校高等部の進路の流れをまとめたものです。福祉サービスについては各自治体の情報を参考にしておりますが、表現等自治体毎に異なりますので、詳細については各自治体のHP等を参考にし、担当窓口等にご相談ください。

### 【参考】

大阪市：令和6年度 福祉のあらし

豊中市：令和7年度 障害者福祉の手引き

## 【1. 高等部卒業後の進路状況】

### (1) 卒業年度別

卒業年度	就職	職業訓練校	福祉サービス事業所					その他	卒業生
			就労移行支援	就労継続支援		自立訓練	生活介護		
				A型	B型				
2020	9	0	3	1	10	2	10	4	39
2021	4	3	4	2	14	1	11	0	39
2022	5	0	3	1	11	3	7	1	31
2023	4	0	4	5	15	8	11	3	50
2024	5	1	1	2	12	6	11	4	42

### (2) 学習班別

卒業年度	就職	職業訓練校	福祉サービス事業所					その他	卒業生
			就労移行支援	就労継続支援		自立訓練	生活介護		
				A型	B型				
A班	0	0	0	0	5	0	37	1	43
B班	0	1	0	1	33	8	13	1	57
C班	7	1	9	5	17	10	0	8	57
D班	20	2	6	5	7	2	0	2	44

## 【2. 主な進路先概要】

### (1) 就職

基本的に、障がい者雇用枠で学校（ハローワーク）を通じて就職を目指します。最近ではハローワークを介さず、民間の職業紹介事業者を通じて就職することも増えています。

職種は清掃関係、飲食関係、食品関係、事務関係、物流関係、介護関係、農園関係など業種は多方面にわたっています。

### (2) 職業能力開発校（職業訓練校）

職業に必要な知識・技術などを習得し、職業的自立を図ることを目的としています。

入校選考には、学科試験（国語・数学等）・訓練適性検査・体力検査や面接等があります。

施設名	所在地
大阪市職業リハビリテーションセンター	大阪市平野区喜連西6-2-55
大阪市職業指導センター	大阪市住之江区泉1-1-110
大阪 INA 職業支援センター（箕面キャンパス）	箕面市稲6-15-26
摂津市障害者職業能力開発センター	摂津市鳥飼上5-2-8
視覚障害リハビリテーションセンター	大阪市鶴見区今津中2-4-37
大阪 INA 職業支援センター（富田林キャンパス）	富田林市大字甘南備216番地
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台5-1-3
北大阪高等職業技術専門学校	枚方市津田山手2-11-40
夕陽丘高等職業技術専門学校	大阪市天王寺区上汐4-4-1

\* 訓練期間は1年間（大阪市職業指導センターのみ2年）です。

\* 受験料、入校料、授業料は無料ですが、教科書代、作業服代等の必要経費が必要です。

す。必要経費は施設や科目によって異なりますので、詳細は各校・核施設にお問い合わせください。

\* 願書の交付・出願は基本的に居住地を管轄するハローワークになります。

\* 事前に希望する訓練校の見学・入校相談が必要です。

\* 訓練期間中、条件を満たせば訓練手当が支給される場合があります。

### (3) 福祉サービス事業所（自立支援事業）

#### ①就労移行支援

「一般企業等での就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。」

企業等への就労を希望する方に、事業所内での作業や訓練、企業実習の場を通して、個々の適性に合った職場探しなどの支援を行います。標準利用期間は2年です。

## ②就労継続支援（A型・B型）

「一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。」

### I 就労継続支援A型（雇成型）

雇用契約を結び、最低賃金を保障する“雇成型”。対象者は、次の(1)～(3)になります。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2) 支援学校を卒業し就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者  
※在学中の就職活動も含まれます
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

### II 就労継続支援B型（非雇成型）

雇用契約を結ばず、自分のペースで働く“非雇成型”。工賃を受け取ることができますが、事業所によってその金額は様々です。対象者は次の(1)～(3)になります。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者

**◎卒業後すぐに就労継続支援B型を利用するには、(3)のアセスメントを受ける必要があります。アセスメント（把握、分析、評価等）は実習で実施されます。通常の実施期間は約1ヶ月ですが、期間は自治体に委ねられており、大阪市では高3の夏休み等に就労移行支援事業所で5日間の実施になります。※令和7年10月から制度改正があるため、今後は変更となる可能性があります。**

#### B型アセスメント実習についてのポイント

- ① 高等部3年生の5～6月頃に学校からプリントを配布します。  
(高等部1～2年生で準備していただくことはありません)
- ② 就労移行支援事業所のリストも一緒に配布します。  
(通学区域外の就労移行支援事業所での実施も可能です)
- ③ 実習は就労移行支援事業所になります。  
(毎年就労継続支援B型での実習と勘違いされる方がいらっしゃいます)
- ④ 卒業後すぐに就労継続支援B型を利用する可能性がある方が対象です。

## ③自立訓練（生活訓練）

「自立した日常生活または社会生活が営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。」 標準利用期間は2年です。

\* 自立した生活ができるようになるために、日常生活や社会生活に必要なことを身につける訓練を行います。学校のような取り組みを実施しているところもあります。

#### ④生活介護

「常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。」

\*介護や常時の見守りなど一定の支援が必要な方が、軽作業や創作的活動などの日中活動を行います。送迎サービスがあるところもあります。

利用については、障がい支援区分3以上が必要です。

#### ⑤地域活動支援センター※ サービス受給者証がなくても利用できます。

「障がい者の方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。」

#### (4) 主な通所福祉サービス事業所の比較表

(大まかな分類ですので詳細は各事業所のホームページ等でご確認ください)

	就労移行支援	就労継続支援 A 型	自立訓練(生活訓練)	就労継続支援 B 型	生活介護
送迎	×	×	× 基本的にはないところが多い	△	◎
工賃 給料	△ ほぼなし	◎ 最低賃金 1,114 円×4 時間 が基本	× ほぼなし	○ 5,000~ 40,000 円	×
期限	2 年	なし	2 年	なし	なし
目的	就労するためのスキルを身につけ、就職のサポートをしてもらう	自分のペースで働き給料をもらいながら、就労するためのスキルを身につける	就労の前に生活スキルを身につける(学びの場としてサービス提供している事業所もある)	自分のペースで作業をして工賃をもらいしながら、就労するためのスキルを身につける	サポートを受けながら、創作活動や生産活動をおこなう

## 【3. 高等部3年間の進路指導の進め方】

### 1 年生

月	取り組み内容	詳細
6 ～ 7	○前期校内実習 ○進路保護者説明会 (第1回) ○懇談会	○校内実習や企業、福祉サービス事業所等の見学を行います ○主な進路概要、進路指導のすすめ方などを説明します ○校内実習の様子をお知らせし、家庭からの事業所見学予定などをお伺いします
10 ～ 12	○後期校内・現場実習 ○進路希望調査① ○懇談会	○校内実習や見学、現場実習を行います ○今後の進路指導の参考として、事業所の種別や就労の業種の希望を確認します ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、進路希望調査の内容や、家庭からの事業所見学予定についてお伺いします
1 ～ 3	○懇談会	○卒業後の進路や2年生の実習の確認、家庭からの事業所見学の予定等についてお伺いします

### 2 年生

月	取り組み内容	詳細
6 ～ 7	○前期校内・現場実習 ○懇談会	○校内実習や現場実習を行います ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、後期実習の方向性や夏休みの見学・体験実習の予定についてお伺いします
10 ～ 12	○後期校内・現場実習 ○進路希望調査② ○懇談会 ○進路保護者説明会 (第2回)	○校内実習や現場実習を行います ○後期実習を終えた時点での希望を確認します ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、進路希望調査の内容や冬休みの見学予定についてお伺いします ○高3の1年間の流れや、就職・福祉サービス事業所・職業能力開発校の進路の進め方を説明します
1 ～ 3	○進路希望調査③ ○懇談会	○具体的な進路の希望を確認し、この希望をもとに3年生の実習先を決定します ○卒業後の進路や3年生の実習について確認をします

### 3年生

学期	月	取り組み内容		
		就職に向けて	職業能力開発校 入校に向けて	福祉サービス事業所利用 に向けて（次ページに詳細掲載）
1	4 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進路保護者説明会（第3回）</li> <li>○前期校内・現場実習</li> <li>○職業相談（求職申込） ハローワークから職員に来ていただき、本校で求職申込を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進路保護者説明会（第3回）</li> <li>○前期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習）</li> <li>○職業相談（求職申込） ハローワークから職員に来ていただき、本校で求職申込を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進路保護者説明会（第3回）</li> <li>○前期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習）</li> </ul>
	7 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○懇談会</li> <li>○入校相談・見学会（大阪府）</li> <li>○応募相談・体験入校（兵庫県）</li> <li>○願書受付開始（兵庫県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○懇談会</li> </ul>
2	9 ～ 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後期校内・現場実習</li> <li>○進路希望調査④</li> <li>○採用選考面接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習）</li> <li>○進路希望調査④</li> <li>○募集要項の案内（大阪府内） ※ハローワークで職業相談を受け、願書を提出します。出願前に希望する訓練校に入校相談、見学をしておく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習）</li> <li>○進路希望調査④</li> </ul>
	11 ～ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用条件の確認</li> <li>○入社手続き等</li> <li>○懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○願書受付開始</li> <li>○入校選考試験 （大阪府内一次募集）</li> <li>○懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス事業所申込</li> <li>○懇談会</li> </ul>
3	2 ～ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用条件の確認</li> <li>○入社手続き等</li> <li>○淀川地域障がい者就業・生活支援センター 個別説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入校選考試験 （大阪府内二次募集）</li> <li>○入校選考試験 （大阪府内三次募集）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用の決定</li> <li>○支給の申請 （各区役所にて手続き）</li> <li>○利用契約</li> </ul>

## ◎福祉サービス事業所利用の進め方

高1～3		事業所の見学・体験	様々な事業所を見学・体験することで、事業所の選択の幅が広がります（基本にご家庭での対応になります。）
高1	11月	進路希望調査①	希望する事業種別・事業所名を確認します
高2	11月 2月	進路希望調査②③	具体的な進路希望を確認し、この希望をもとに、高3の前期、後期の実習先を決定します
	3月	学年末懇談会	高3前期実習先の最終確認をします
高3	6月	前期現場実習	福祉サービス事業所で体験実習を行います
	7月	1学期末懇談会	後期実習先の最終確認をします
	夏季 休業中	B型アセスメント実習	卒業後、就労継続支援B型を利用予定（検討中も含む）の方のみ5日間のアセスメント実習を行います・・・※
	10月	後期現場実習	福祉サービス事業所で体験実習を行います
	11月	進路希望調査④	利用希望事業所の最終確認
		事業所利用申し込み	ご家庭から事業所へ直接申し込みます
	1月 ～	支給申請	各区保健福祉センターで申請をします
利用契約		受給者証を提示し、事業所と利用契約を結びます	

※令和7年度10月より「就労選択支援制度」が開始される関係で、変更の可能性があります。

### ◎前期・後期現場実習について

- ・現場実習は、体験実習です。卒業後の利用を保障するものではありません。
- ・実習先は、進路希望調査をもとにご家庭と相談し、学校が事業所と調整します。
- ・実習期間は、原則5日間です（事業所の都合で短くなる場合もあります）。

#### ・通所について

自宅から直接、事業所に通所しますので、保護者の責任の下にお願いします。  
実習中は、原則事業所の送迎サービスは利用できません。  
通所には、原則徒歩または公共交通機関の利用をお願いします。

#### ・事前面接・打ち合わせについて

実習前に、事業所を訪問して本人・保護者・教員で打ち合わせを行いますので、必ず参加をお願いします。